

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を令和2年9月9日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、より上位の度数に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

あきらかに小さい頃からそれより今のほうが悪くなってるのにぜんぜんりかいしようとしないうちから小さい頃からおもらし人と話せないけいさんができずかんじもよめないかけだして仕事もできない

洋服も部屋をかたせないかいものもろくにできずもってるおかね
ぜんぶつかちやうそうじもできない2きゆう1きゆうがだとうだ
と思う4度はふふくです

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の
規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 3月 1日	諮問
令和3年 4月 19日	審議（第54回第1部会）
令和3年 5月 27日	審議（第55回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した
結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下
「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図
るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるた
め、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の
福祉の増進に資することを目的とするとし、要綱2条1項は、
愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童
相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福
祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センター
（以下「心障センター」という。）において、知的障害と判定

された者に対して交付するとしている。

- (2) 要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が 18 歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条 4 項及び 4 条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1）及び当該知的障害者が 18 歳以上である場合は要綱別表 4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙 1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの」が 1 度（最重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が 2 度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が 3 度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」

程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

(3) 要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により知事に更新の申請をしなければならないとし、また、要綱9条は7条の規定による手帳の更新については、3条及び5条の規定を準用するとしている。

(4) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 知能測定値

改訂版鈴木ビネー検査による知能検査の結果は、IQ51と判定されており、個別判定基準表における「4度（知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75）」に相当するとされている。

イ 知的能力

請求人は、自ら心障センターに電話をかけて判定予約を取り、判定当日は道に迷い時間はかかりつつも交番で聞いたり

しながら〇〇区の自宅から一人で来所することができており、計算力は簡単な加減算程度であるものの、簡単な会話や読み書きは可能で語彙もあり、また、テレビで政治の番組等を見たりするとのことが確認された。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（テレビ、新聞等がある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる。）」に相当すると判定されている。

ウ 職業能力

請求人は、21歳頃にアルバイト（一般枠）で短期間働いたことや、寝たきりの父の介護をしていたことがあるが、それ以外は無職で、平成30年2月に母が亡くなってからは、ほとんど外出や家事をしない生活を送っている。このことには、母の死による精神面の影響（抑うつ・意欲低下等）が大きく、職業能力については前回判定時（平成30年6月6日、「3度相当」）と同様の状況が続いていると判断された。

以上のことから、個別判定基準表における「3度（助言等があれば、単純作業が可能）」に相当すると判定されている。

エ 社会性

請求人は、今はほとんど家で過ごす生活を送っているが、テレビを見たり本を読んだりする等、社会への関心は持っていると判断される。仲の良かった母の死を悲しんだり自身を責めたりし、また、喧嘩はあっても同居している兄に生活面で助けを得ており、別居の妹とも関係を持てている。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能）」に相当すると判定されている。

オ 意思疎通

電話でのやり取りでも心理担当者の面接場面でも医師の面

接場面でも、簡単な会話は成立している。自身の状況や生活面での困りごと等についての説明も、一部不明な点はあるものの、可能である。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能）」に相当すると判定されている。

カ 身体的健康

うつ病、パニック障害、喘息等の診断があり、精神科、泌尿器科等に通院・服薬中とのことである。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（健康であり、特に注意を必要としない。）」と「3度（特別の注意が必要）」との中間に相当すると判定されている。

キ 日常行動

昨年の台風被害や今の感染症問題も加わって不安が強まり、イライラや兄との口喧嘩、不眠等がみられている。

以上のことから、個別判定基準表における「3度（日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要）」に相当すると判定されている。

ク 基本的生活

尿失禁が増え、その後始末や、食事の準備・買い物等の家事を兄に依存しており、また、着替えや入浴もしていないとのことである。

以上のことから、個別判定基準表における「3度（身近生活の処理がおおむね可能）」に相当すると判定されている。

ケ 上記のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中3項目が3度（中度）、1項目が3度（中度）と4度（軽度）の中間評価、4項目が4度（軽度）とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、面接等

により得られた所見等に基づくものであって、これらから得られる請求人の状態について、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められるから、本件判定書に記載されたプロフィールは、全体としておおむね4度程度に該当するものと判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的障害、うつ病」と、心理学的所見欄には「CA57 MA8:2 IQ51（鈴木ビネー改訂版）（R2.8.25判定実施）」と、社会診断所見欄には「愛の手帳による支援の必要性を認める」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、上記第3のことから、本件処分が違法、不当である旨主張しているものと解される。

しかし、上記1・(2)及び(4)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「4度（軽度）」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2(略)